

令和6年 地方分権改革に関する提案募集要項

内閣府地方分権改革推進室

1 趣旨

内閣府地方分権改革推進室（以下「当室」という。）では、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づき、地方分権改革に関する全国的な制度改正に係る提案を募集します。

2 提案の主体

(1) 提案主体は、以下のとおりとします。

①都道府県及び市町村（特別区を含む。）

②一部事務組合及び広域連合

③全国的連合組織（地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3第1項に規定する全国的連合組織で同項に規定する届出をしたものをいう。以下同じ。）

④地方公共団体を構成員とする組織（上記③を除く。）

(2) 提案が一定の広がりを持ち、説得力のあるものとなるよう、自主的に他団体と連携して行う共同提案を推奨しております。共同提案に向けて積極的な御検討をお願いします。なお、令和2年から行っていた共同提案の意向等の照会について本年は実施しませんので、御留意ください。

3 募集する提案の対象

(1) 提案の対象は、

①地方公共団体への事務・権限の移譲（以下「権限移譲」という。）

②地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直しをいう。以下同じ。）

とし、具体的な取扱いは別紙「募集する提案の対象に係る具体的な取扱いについて」を御参照ください。

(2) 令和6年提案募集においては、従来どおり権限移譲及び地方に対する規制緩和の提案を募集することとした上で、類似する制度改正等を一括して検討するため、「デジタル化」に係る提案を重点的に募集することとします。

具体的には、行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化を図るための規制（法令解釈や運用・慣習上の規制を含む）の見直しや環境の整備に関する提案を幅広く募集します。

<提案の視点の例>

(i) 住民へのサービスの向上・負担軽減を図るもの

ア 住民の行う行政手続をオンライン化できると考えられるもの

・手続をオンライン化するために、国の規制の見直しが必要と考えられるもの（書面規制、対面規制等のアナログ規制の見直し等）

- ・ 手続をオンライン化するために、システム等の環境の整備が必要と考えられるもの（デジタル基盤の統一化・共通化、既存システムの利用拡大・改善、様式の見直し等）
- イ 住民へのサービスの提供内容・手法等にデジタル技術を活用することにより、必要なサービスが行き届くようにするほか、サービスを効率化・高度化できると考えられるもの
- (ii) 地方公共団体の業務の効率化・高度化を図るもの（地方公共団体内、地方公共団体間及び国・地方公共団体間）
 - ア 地方公共団体の行う行政手続をデジタル化するために、国の規制の見直しが必要と考えられるもの（書面規制、対面規制等のアナログ規制の見直し、経由事務の廃止等）
 - イ デジタル基盤の構築などデジタル技術を活用して、業務を効率化・高度化できると考えられるもの（デジタル基盤の統一化・共通化による行政機関間での情報共有、全国的な共通基盤に係る地方公共団体独自の機能の付加、地方公共団体の意思形成等へのデジタル技術の活用に係る取組の拡大等）

※上記「提案の視点の例」にかかわらず、地方分権に資する提案を広く募集しております。

4 募集期間

【重点募集テーマ（デジタル化）に関する提案】

令和6年1月25日（木）から4月5日（金）まで

※事前相談は、可能な限り令和6年1月25日（木）から3月6日（水）までをお願いします。

【その他の提案】

令和6年1月25日（木）から5月10日（金）まで

※事前相談は、可能な限り令和6年1月25日（木）から4月12日（金）までをお願いします。

※上記のとおり、提案内容により募集期間が異なりますので十分に御留意ください。

※募集期間後に提出のあった本提案は受け付けることができませんので、期限の遵守をお願いします。

なお、令和6年能登半島地震の影響により、本提案の期限までに提出が困難な場合には、当室までお早めに御相談ください。

※本提案様式の記入内容に不備があった場合、修正に時間を要する場合がありますので、可能な限りお早めに御提出ください。

5 提案募集に係る事前相談

提案内容を充実させ、現場に密着した課題解決に向けて着実に成果を得る観点から、当室との事前相談を可能な限り行ってください（事前相談の時点では首長の了解は不要です）。

事前相談の受付後、当室において提案の対象性や記載内容について確認の上、提案内容の充実に向けたアドバイスを行います。本提案までに時間があるほど、十分なアドバイスができ提案内容の充実につながりますので、早めの相談をお願いします。なお、早期の相談の場合は、まずは支障事例等の問題意識を示していただくなど簡易な内容で差し支えありません。

また、頂いた事前相談については、本年は、早期に頂いた事前相談の提供に加え、全ての事前相談を改めて情報提供することといたします（事前相談団体の了承のあった場合に限り情報提供します）。

(1) 様式 事前相談様式 (別添 2)

(2) 相談方法

事前相談様式に記入の上、電子メールにて次のメールアドレスに送付してください。

- ・メールアドレス：各団体へ別途御連絡いたします。
- ・件名は「事前相談 ○○県▲▲市」として送付ください。

(3) 留意事項

- ・ 事前相談様式の入力に当たっては、様式中の「入力に当たっての留意事項」を御確認ください。
- ・ 事前相談の内容に関する要綱、通知、事務連絡等については、可能な範囲で事前相談様式の提出の際に併せて提出いただくようお願いします。
- ・ 事前相談様式の記入に先立ち、まずは電話や Web 会議 (Microsoft Teams 又は Webex) により支障事例等の問題意識を示していただき、今後の方向性を相談いただくことも可能です。御希望される場合は「9 問合せ先」に記載の問合せ先まで御連絡ください。

6 本提案様式 (別添 3) 記入に当たっての留意事項

(1) 提案に当たって広く各層の声を反映する観点から、提案主体は、提案主体の内部部局又は提案主体を構成する地方公共団体から幅広く意見を集約するとともに、住民をはじめ、経済団体、各種関係団体、NPO、職員グループ等からの意見も提案に反映するように努めてください。

なお、住民や事業者等の声が提案にどのような形で具体的に反映されたのかを明記することができるよう、新たに本提案様式に「地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等」欄を設けました。必要に応じて添付資料を御提出いただくことなどを含め、積極的かつ具体的に御記入いただくようお願いします。

(2) 支障となっている制度の根拠条文を示し、制度改正の内容を具体的に御記入ください。また、現行制度の具体的な支障事例や制度改正による効果など、制度改正の必要性を可能な限り具体的に記入してください。例えば、現在の規制によってどのような事業ができないのか、逆に、権限移譲又は地方に対する規制緩和により、どのような事業が可能となるのか、具体的な支障事例 (今後発生が想定されるものを含む。) 及び効果に基づいて記入してください。

(3) 権限移譲又は地方に対する規制緩和を行った場合に懸念される事項があるときは、その懸念事項を解消するための工夫・対応策についても可能な限り記入してください。

(4) 「令和 5 年地方からの提案等に関する対応方針」(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定) など、これまでの閣議決定において改革の具体的な取組方針が定められている事項等については、その取組の方向性を踏まえて提案するとともに、事情変更等によりこれまでの取組の方向性と異なる提案を提出する場合にはその理由を明記してください。

(参考 1) 過去の対応方針

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/archive/category02/archive-k.html>

(参考 2) 過去の提案内容等 (提案募集方式データベース)

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/database.html>

(5) 制度改正の必要性 (具体的な支障事例等) の記載がないなど、本提案様式の記入内容に不備があ

る場合は、本提案を受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。

- (6) これまでの地方分権改革の取組において実現できなかった事項であっても、これまでの議論において想定されていた弊害に対する対応策や代替措置を提示するなどの工夫を講じる、これまでとは異なるアプローチの提案とするなどにより、提案の実現可能性が高まる場合もありますので、幅広く様々な視点から検討してください。

(参考3) 累次の委員会勧告及びこれまでの地方分権改革の取組、各府省の回答等

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/index.html>

- (7) 提案内容の詳細等を確認することがありますので、本提案様式には連絡先等を必ず記入してください。

7 本提案の提出方法

本件の重要性に鑑み、首長の了解を取った上で、以下のとおり本提案を御提出ください。

- (1) 様式 本提案様式 (別添3)

- (2) 提出方法

① LGWANが活用可能な団体は「一斉調査システム」(以下URL)から御提出ください。

https://www15.cloudjp.asp.lgwan.jp/micis/eAccess/FD_Ninsho/common/login.jsp

② LGWANを活用できない団体は、以下のメールアドレスに送付してください。

メールアドレス：各団体へ別途御連絡いたします。

※本提案様式の電子データのファイル名は、「提案主体名 提案名」としてください。

※「提案主体名」については、複数主体による共同提案の場合は、主提案団体(提案に関する窓口を担当する団体)の名称を記入してください。

(例：〇〇県▲▲市 △△△の権限の市までの移譲、又は、□□の規制緩和)

※「提案名」は、提案様式の「提案事項(事項名)」を記入してください。複数の提案がある場合は、提案様式の一番上に記載されている提案の名称を記入してください。

※参考資料がある場合には、提案のどの部分に対応するか分かるようにしていただき、電子データ化した上で、本提案様式と併せてご提出ください。

※(②メール提出の場合は)メールの件名は「本提案提出 提案主体名」

(例：本提案提出 〇〇県▲▲市)とってください。

8 提案提出後の対応

- (1) 受け付けた提案は、当室が実現に向けて政府の関係行政機関(以下「関係府省」という。)と調整を行います。その過程において、提案に対する関係府省の回答、当該回答に対する提案主体からの見解の提出等を重ねます。

同様の提案が複数の提案主体から提出された場合には、原則として当室で取りまとめ、一括して関係府省への照会を行います。また、特に重要と考えられる提案については、内閣府特命担当大臣(地方分権改革)の下で開催する地方分権改革有識者会議(以下「有識者会議」という。)又は有識者会議専門部会において、集中的に調査審議を行い、実現に向けた検討を進めます。

なお、デジタル化に関する提案については、デジタル行財政改革の取組と必要な連携を図ります。

- (2)ただし、以下のような提案に該当するものについては、内閣府と関係府省との調整は行いません。
- ①最近の閣議決定で見直しの方向性が決定された事項等のうち、その効果を検証するのに十分な期間が経過していないものに関する提案であって、その後の新たな情勢変化等の記述がないもの
 - ②現行制度の支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性が具体的に示されていないもの
 - ③補助金等に係る提案で予算編成過程での対応が主となるもの（この場合には、関係府省に対して提案内容について予算編成過程での検討を求めることとします。）
- (3)特に重要と考えられる提案については、従来から、当室による提案団体からのヒアリングを行ってきておりますが、本年から、追加共同提案団体においても希望がある場合には、当該ヒアリングに御参加いただけるよう取扱いを変更させていただきます。詳細については、当該ヒアリングの実施までに改めて御連絡します。
- (4)以上を踏まえ、提案に関する対応方針について、年末までに、有識者会議の調査審議を経て、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行います。また、法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を国会に提出することを基本とします。
- (5)提案の内容、提案に対する関係府省の回答及び当該回答に対する提案主体の見解等並びに最終的な調整結果については、内閣府のホームページに掲載します。また、当室は、実現しなかった提案について、次年以降の提案及び検討の参考とするため、当該提案に関する提案主体及び関係府省の意見等を公表します。

9 問合せ先

内閣府 地方分権改革推進室

(住所 〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館8階)

■募集要項及び個別の提案・事前相談に関する事項（提案募集総括担当）

電話 03-3581-2437 、 メール 各団体へ別途御連絡いたします。

■上記以外の提案募集に関する事項（地方支援担当「分権提案支援ダイヤル」）

他の地方公共団体の取組に関すること、研修会の開催等に関すること、ハンドブック・事例集に関すること

電話 03-3581-2484 、 メール 各団体へ別途御連絡いたします。

募集する提案の対象に係る具体的な取扱いについて

- (1) 全国的な制度改正に係る提案について対象とします。その際、全国一律の権限移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲(手挙げ方式)とする提案等についても対象とします(なお、手挙げ方式を求める提案は、地方に対する規制緩和については対象となりません)。また、提案主体のみを対象とした提案については、対象となりません。
- (2) 地方分権改革推進委員会勧告(以下「委員会勧告」という。)では対象としていない以下のような事項に係る提案についても対象とします。

ア 権限移譲の場合

委員会勧告では、主として国の出先機関の事務・権限を対象としていましたが、それに限らず本府省の事務・権限も対象とします。

イ 地方に対する規制緩和の場合

委員会勧告では、自治事務に関する法律による義務付け・枠付けの見直しを対象としていましたが、それに限らず①法定受託事務に関するもの、②政省令等によるもの、③補助金等の要綱等によるものも対象とします。

なお、補助金等の要綱等に関する「規制緩和」とは、具体的には、各種補助条件の見直しや手続書類の簡素化を念頭に置いており、補助率の引上げ、補助金の廃止による一般財源化などは、「規制緩和」に当たらず、提案募集方式の対象となりません。

- (3) 現行制度の見直しにとどまらず、制度の改廃を含めた抜本的な見直しに係る提案についても対象とします。

すなわち、提案募集方式の提案の対象である権限移譲及び地方に対する規制緩和について、個別条項に関する見直しのみならず、当該事務又は制度そのものの廃止なども含めるものです。

- (4) 権限移譲又は地方に対する規制緩和に関連する提案についても対象とします。

すなわち、権限移譲等のための制度改正を行うに当たり、併せて行うことが適切な規制改革や運用改善(例:許認可権限の移譲に当たり、許認可に関する要件の見直しを行う提案)なども含めるものです。

- (5) 以下のような提案は、権限移譲又は地方に対する規制緩和に当たらないため、対象となりません。

- ・国・地方の税財源配分や税制改正
- ・予算事業の新設提案
- ・国が直接執行する事業の運用改善
- ・個別の公共用物に係る管理主体の変更
- ・現行制度でも対応可能であることが明らかな事項